

西宮市指定障害福祉サービス事業者等の指導及び監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第10条、第11条、第48条若しくは第51条の27又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の22、第24条の34、第57条の3若しくは第57条の3の2の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等（第3条に掲げる障害福祉サービス事業者等をいう。）に対して行う自立支援給付等（障害者総合支援法第6条に規定する自立支援給付並びに児童福祉法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費をいう。以下同じ。）に係る障害福祉サービス等（以下「自立支援給付等対象サービス等」という。）の内容及び自立支援給付等に係る費用の請求に関して行う指導及び監査について、基本的な事項を定めるところにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的とする。

(実施計画)

第2条 前条の目的を達成するため、厚生労働省が定めた指導指針及び監査指針に基づくとともに、前年度までの指導及び監査結果を勘案し、毎年度、対象、実施時期等を定めた指導等の実施計画を策定する。

2 指導等の実施計画の策定に当たっては、必要性の高いものを優先し、効率的かつ効果的な実施について配慮する。

(指導及び監査の対象)

第3条 指導及び監査の対象は、西宮市が指定した次に掲げる障害福祉サービス事業者等（以下「サービス事業者等」という。）とする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者
- (2) 指定障害者支援施設の設置者
- (3) 指定一般相談支援事業者
- (4) 指定特定相談支援事業者
- (5) 指定障害児通所支援事業者
- (6) 指定障害児相談支援事業者

(指導及び監査の方針)

第4条 指導は、サービス事業者等に対し、指定基準等に定める自立支援給付等対象サービス等の取扱い及び自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させるため実施する。

2 監査は、サービス事業者等の自立支援給付等対象サービスの内容及び自立支援給付等に係る費用の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置を採るため実施する。

(指導の形態)

第5条 指導の形態は、通常次のとおりとする。

- (1) 集団指導

西宮市が指定権限を持つサービス事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

指導の対象となるサービス事業者等に対し、その事業所において実地に行う。

(指導対象の選定基準)

第6条 指導は全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

自立支援等給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 実地指導

実地指導が必要と認められるサービス事業者等を対象に実施する。

(指導の方法等)

第7条 指導方法は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時及び場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付等対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- ① 実地指導の根拠規定及び目的
- ② 実地指導の日時及び場所
- ③ 指導担当者
- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等
- ⑥ 実地指導当日の概ねの流れ

イ 指導方法

実地指導は、厚生労働省通知に定められた事項に基づき、関係書類を閲覧し、関係者

からの面談方式で行う。

(指導結果の講評)

第8条 指導担当職員は、実地指導終了後、関係者の出席を求めて、指導の結果について講評を行い、口頭により必要な指導、助言等を行うものとする。

(指導結果の通知等)

第9条 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

2 前項の通知後45日を目途として、当該サービス事業者等に対し、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。ただし、特に必要があると認められる場合には、あらかじめ改善報告の期限を延長又は短縮することができる。

(監査への変更)

第10条 実地指導中に次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに次条に定めるところによる監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

(3) その他明らかに不正又は著しく不当が疑われる場合

(監査対象の選定基準)

第11条 監査は、次に掲げる情報等から指定基準違反等の確認について必要があると認める場合について行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情

ウ 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 実地指導において確認した情報

障害者総合支援法第10条第1項及び第11条第2項並びに児童福祉法第57条の3及び第57条の3の2により指導を行ったサービス事業者等において確認した指定基準違反等

(監査方法等)

第12条 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

2 監査は職員2名以上の監査班を編成して行う。

(監査結果の通知等)

第13条 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該サービス事業者等に対し、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

2 前項の文書で指摘した事項については、通知後45日を目途として、当該障害福祉サービス事業者等から文書による改善報告を求めるものとする。ただし、特に必要があると認められる

場合には、あらかじめ改善報告の期限を延長又は短縮することができる。

(行政上の措置)

第14条 監査後の行政上の措置は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 勧告

ア サービス事業者等に障害者総合支援法第49条第1項、同条第2項、第51条の28第1項若しくは同条第2項又は児童福祉法第21条の5の23第1項、第21条及び第24条の35第1項に定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

イ アの規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ アの規定による勧告を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

ア 前号の規定による勧告を受けたサービス事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

イ アの規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

ウ アの規定による命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消し等

基準違反等の内容が障害者総合支援法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号(第12号を除く)及び第51条の29第1項、同条第2項並びに児童福祉法第21条の5の24各号及び第24条の36各号のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること(以下「指定の取消等」という。)ができる。

(聴聞等)

第15条 監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

2 前項の聴聞又は弁明の機会の付与を行うときは、行政手続法及び西宮市聴聞手続に関する規則(平成6年西宮市規則第15号)の規定により行うものとする。

(経済上の措置)

第16条 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により、当該サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

(関係機関との連携)

第17条 指導及び監査の実施においては、その効果を高めるため、兵庫県及び自立支援給付等

に関係する市町村等の関係機関との密接な連携を図るものとする。

(監査及び行政措置の実施状況報告)

第18条 監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(補 則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、指導及び監査に関し、その他必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。